

質 疑 応 答 書

件名 広島広域公園陸上競技運営システム賃貸借契約

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	仕様書 6 設置、設定等に係る留意事項 (2)	「現存機器から陸上競技大会運営システム (NAN S 2 1 V) のソフトを移し替え、セットアップ作業を行う。また、新たに導入するノートパソコン (Server 1 台とクライアント 2 台) と接続でき記録処理システムとして使用できること。」 以上の内容が記載されているが、「新たに導入するデスクトップパソコン (Server 1 台) とクライアント用のノートパソコン (1 1 台) と屋外用ケース付ノートパソコン (3 台) の表記間違えではないか？」	お見込みのとおりです。 「新たに導入するデスクトップパソコン Server 1 台) とクライアント用のノートパソコン (1 1 台) と屋外用ケース付ノートパソコン (3 台) に接続でき記録処理システムとして使用できること。」が正しいです。
2	契約約款第 1 2 条 (予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除)	予算の減額または削除等、広島市スポーツ協会様のご都合により、これまでに中途解約または契約内容の変更となった事例がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。 併せて、過去事例の有無にかかわらず、その場合の取扱い (違約金や残リース料の精算方法等) についてもご教示いただけますでし	契約変更となった事例は今までありません。 発生した場合の取扱いについては、契約約款第 1 2 条第 2 項のとおりとなります。

		ようか。	
3	契約約款第4条（一括下請負等の禁止等）、個人情報取扱特記事項第6（再委託の禁止）	業務の一部委託に関し、承諾を得る際の広島市スポーツ協会様所定の様式があればご提示ください。所定様式がない場合、提出書面に必要となる記載事項等についてご教示ください。	所定の様式はありません。必要な記載事項は「契約件名・契約日・履行期間」、「再委託する期間」、「再委託先の情報」、「再委託する業務の内容」、「再委託する理由」になります。
4	契約約款第11条（賃貸借料の請求及び支払）	賃貸借料支払時の振込手数料の負担者についてご教示ください。	振込手数料は受注者負担となります。
5	契約約款第6条（保険）	動産総合保険については、一般的なリース物件向け保険（補償限度額が経年により逡減する）で差し支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	契約約款第8条（維持管理）、仕様書5借入物品の規格・仕様（1）「デスクトップ型サーバpc」保守項目、同6「設置、設定等に係る留意事項」（7）	本契約には保守業務は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。 その場合、契約約款第8条及び仕様書5借入物品の規格・仕様（1）「デスクトップ型サーバPC」保守項目、同6「設置、設定等に係る留意事項」（7）における保守に関する記載との整合性が取れないように思われます。 当該条項及び仕様書記載事項の趣旨並びに本契約	お見込みのとおりです。 契約約款第8条は天災地変を除く、故障等が起きた際に速やかにこれを修理する等適切な処置を行い、速やかな回復が困難な時はこの物件と同等の物件を使用できるようにすること、仕様書5借入物品の規格・仕様（1）「デスクトップ型サーバPC」の保守項目は、機器本体に対するメーカー保証に関する内容であること、同6「設置、設定等に係る留意事項」（7）は、

		における保守の位置付けについてご教示ください。	導入時の設置、設定における内容となります。 したがって、定期的な保守業務を行うことは含んでいません。
--	--	--------------------------------	--

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。